

都留市教員住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 24 日

都留市長 日 向 美 徳

都留市条例第 10 号

都留市教員住宅条例の一部を改正する条例

都留市教員住宅条例(平成 3 年都留市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(家賃等)」に改め、同条第1項中「家賃」の次に「及び共益費(以下「家賃等」という。)」を加え、同条第2項及び第3項中「家賃」を「家賃等」に改める。

第8条第2項中「家賃」を「家賃等」に改める。

第9条第1号中「使用料」の次に「(ただし、共用部分に係るものは除く。)」を加える。

第12条第1項第2号及び第2項中「家賃」を「家賃等」に改める。

別表中

「

家賃月額(円)	
(単身)	15,530
(世帯)	20,380
	19,000

」

を

「

家賃月額(円)	共益費月額(円)
(単身) 15,530	2,000
(世帯) 20,380	
19,000	2,000

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。